

熊本県福祉総合相談所児童一時保護所運営方針

1 趣旨

本方針は、熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下、「県条例」という）第31条に基づき、熊本県が設置する一時保護施設（以下「一時保護所」という。）におけるこどもの支援に関する事項及びその他一時保護所の管理についての重要事項に関して、一時保護所に入所しているこどもが、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するために策定するものとする。

2 一時保護所の一般原則

以下の事項を、一時保護所運営方針の一般原則として取り扱う。

(1) こどもの権利への配慮

入所しているこどもの権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行う。

(2) 一時保護所の運営内容に関する適切な説明

こどもの保護者及び地域社会に対し、一時保護所の運営の内容を適切に説明する。

(3) 自他による業務評価の実施及び当該評価に関する結果の公表

一時保護所自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図る。

(4) 必要な設備の設置

児童福祉法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために、必要な設備を設ける。

こどもの保健衛生及びこどもに対する危害防止を考慮した構造設備の設置一時保護所の構造設備は、採光、換気等入所しているこどもの保健衛生及びこれらのこどもに対する危害防止に十分考慮を払って設ける。

3 非常災害対策

(1) 非常災害に必要な設備の設置

軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設ける。

(2) 非常災害に対する具体的な計画の策定及び訓練の実施

火災等の非常災害に備え具体的な避難計画を立て、非常災害に対する
不断の注意を払い、かつ、非常災害時に備えるために必要な訓練を行う。
避難計画の作成に当たっては、少人数勤務となる夜間について他の職
員の協力を求める体制を整える等の配慮を行う。また、訓練に関しては、
避難及び消火に対する訓練を毎月 1 回以上実施する。また、隔月で風水
害・地震等の防災訓練を実施する。

4 安全計画の策定等

(1) 安全計画の策定

一時保護所における安全計画（こどもの安全の確保を図るため、一時保
護所の設備の安全点検、職員、こども等に対する施設外での活動、取組
等を含めた一時保護所での生活その他の日常生活における安全に関す
る教育、職員の研修及び訓練その他一時保護所における安全に関する
事項についての計画）を策定し、当該安全計画に従い、必要な措置を講
じる。具体的には、一時保護所における設備等の安全点検、地域関係機
関との連携や協力体制、緊急時における保護者への連絡方法、こどもが
無断外出した際の対応、職員の安全対策に関する研修等こどもの安全
の確保を図る必要な項目を安全計画に盛り込む。

(2) 安全計画に関する職員への周知及び研修等の実施

職員に安全計画について周知するとともに、当該職員に対し、前項の研
修及び訓練を定期的に実施する。具体的には、こどもの連れ去りや無断
外出を防ぐため出入りの際は施錠の徹底や、不審者が一時保護施設敷
地内に侵入した場合を想定した訓練を実施する。

(3) 安全計画の定期的な見直し及び変更

PDCA サイクルの観点から、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に
応じて安全計画の変更を行う。

5 自動車を運行する場合の児童の所在の確認

こどもの乗降の際には、点呼を確実にを行い、こどもの所在を確認する。

6 差別的扱いの禁止

入所しているこどもの国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをし
てはならない。

7 こどもの権利擁護

(1) こどもの権利や一時保護を行う理由等についての説明の実施

同条第1項では、知事又は児童相談所長は、一時保護を行う際には、こどもに対し、こどもの権利、こどもの権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他当該こどもの事情に応じた説明を行わなければならないとされている。一時保護所としては、以下の対応を行う。

ア 一時保護までの過程の中で、まずは児童福祉司等が説明を行うこととなるが、その説明だけではこどもが理解できなかつたり、忘れてしまつたりすることも想定される。一時保護所職員も、入所したこどもが、こどもの権利等について理解できるよう、適宜、担当児童福祉司等と連携する。

(2) こどもの意見又は意向を尊重した支援の実施

入所しているこどもに対し、その意見又は意向を尊重した支援を実施する。具体的な対応は、以下のとおり。

ア 意見聴取等措置

一時保護の決定及び解除、並びに措置決定及び解除等に関しては、あらかじめ、又は措置を行ったあと迅速に、こどもの年齢、発達の状況その他のこどもの事情に応じた意見徴取を行い、これを関係者が共有し、これを十分勘案したうえで、こどもの最善の利益を考慮して組織として支援の方法や内容等を決定する。

イ 意見表明支援

こどもに関する決定に際し、こどもが意見・意向を表明し、こどもが参画するなかでこどもの最善の利益に考慮した決定がなされるよう、アドボケイトの一時保護所訪問による意見表明支援を推進する。

また、こどもが意見・意向を表明できるようにアンケートボックスの設置と、定期的に職員と入所しているこどもとの意見交換（こども会議）の場を設ける。

退所するこどもには「退所アンケート」の記入を依頼し、今後の一時保護所の運営の参考にする。（幼児等、本人が記入するのが難しい場合は、担当職員が代筆する。）

8 こどもの権利の制限の取扱い

(1) こどもの権利の制限の禁止

正当な理由なく、こどもの権利を制限してはならない。

(2) こどもの権利を制限する場合の対応

前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ずこどもの権利を制限するにあたっては、その理由について十分な説明を行い、こどもの

理解を得るよう努める。

9 こどもの行動の制限の取扱い

施錠や活動の制限等により、こどもの行動を制限してはならない。具体的な対応は、以下のとおり。

- (1) 外出、通学、通信、面会に関する制限は、こどもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とする。
- (2) 無断外出が頻繁である等の理由により例外的に行動の自由の制限を行う場合においても、できるだけ短期間の制限とする。
- (3) こどもの身体を直接的に拘束はしない。また、鍵をかけた個室（自らの意志によって出ることのできない部屋）に置くことはしない。
- (4) こどもに対して事前にその理由について十分に説明し、理解を得るよう努め、こどもがその制限に不満や不服を言う場合にも、なぜ必要なのかを時間をかけて納得が得られるようにする。

10 こどもの所持品等の取扱い

- (1) こどもの所持品等の持込みの制限の禁止
合理的な理由なく、こどもの所持する物の持込みを禁止してはならない。
- (2) こどもの所持品等の持込みを制限する場合の対応
こどもの安全や福祉の確保の観点から合理的な理由がある場合に、やむを得ずこどもの所持する物の持込みを禁止するにあたっては、こどもに対して事前にその理由について十分に説明し、理解を得るよう努める。こどもがその制限に不満や不服を言う場合にも、なぜ必要なのかを時間をかけて納得が得られるように説明に努める。

11 虐待等の禁止

入所しているこどもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該こどもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。具体的な対応は、以下のとおり。

- (1) 一時保護されたこどもは虐待の影響などの課題を抱えていることも多いため、一時保護所職員は、こどもの不安な気持ちに寄り添い、こどもに安全・安心感を与えることを最優先とする。また、一時保護所職員間の情報交換を密にし、一貫した支援方針のもと指導援助を行う。

- (2) 特に、一時保護所職員によるこどもへの暴力行為、脅迫行為、いじめ、セクシャルハラスメント等の不適切な行為は、絶対にあってはならない。一時保護所職員は、専門職倫理を遵守のうえ日々の業務にあたるものとする。
- (3) こどもが一時保護所職員による暴力等の被害を訴えたとき、または暴力等について蓋然性の高い状況を知り得たときは、速やかに一時保護課長から児童相談所長に報告し、所長の指示に従い対応する。まずは関係するこどもおよび関係職員の状況確認を行う。また、被害を受けたこどもとその保護者への説明と謝罪、主管課への報告書提出等を速やかに行う。

1 2 業務継続計画の策定等

(1) 業務継続計画の策定

一時保護所における業務継続計画（感染症や非常災害の発生時において、入所しているこどもに対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じる。

(2) 業務継続計画に関する職員への周知及び研修等の実施

職員に業務継続計画について周知するとともに、当該職員に対し、前項の研修及び訓練を定期的の実施する。

(3) 業務継続計画の定期的な見直し及び変更

PDCA サイクルの観点から、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

1 3 設備の基準

一時保護所の設備については、県条例第15条に準ずるものとするが、特に以下の2点について配慮する。

(1) 浴室及び便所において、ジェンダーアイデンティティ等に配慮する。

(2) 生活の場は、こどものプライバシーの保護に十分に配慮した環境を設定する。

1 4 職員の知識及び技能の向上等

一時保護所の職員は、常に自己研鑽に励み、児童福祉法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努める。

具体的な対応は、こどもの権利擁護に関する事項や、こどもの意見又は意向

を尊重した支援の実施、こどもの年齢や発達状況、特性、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等に配慮した個別ケアの実施など、一時保護が行われるこどもに対する権利擁護や適切なケアを実施するために必要な事項についての研修の機会を確保することが求められている。このため、一時保護所職員が研修受講をしやすい職場環境となるよう配慮しつつ、一時保護所職員に対する研修受講の促進、研修受講職員による一時保護所職員への報告会（研修内容の横展開）、一時保護所内における事例検討会の実施等あらゆる機会を通じ、一時保護所職員の資質の向上を図る。

1 5 衛生管理等

（1）適切な衛生管理の実施

入所しているこどもの使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。具体的には、こどもの希望、年齢、ジェンダーアイデンティティ等に配慮の上、洗髪等入浴に必要な消耗品、備品を用意するとともに浴室や洗面所等について定期的に清掃を行い、清潔を保つ。

（2）感染症等の予防及びまん延防止のための研修等の実施

感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施する。

（3）清潔の維持

清潔を維持することができるよう適切に入所しているこどもを入浴させる。または、こどもの希望、能力等に勘案し、清拭等必要な援助を行う。

（4）清潔な衣服の提供

こどもに対し、清潔な衣服を提供する。こどもが身に着けた衣服は洗濯を行い、清潔を保つとともに、下着はこどもの所持する物を使用させ、こどもに下着を貸与する場合には、未使用のものを提供する。

（5）医薬品その他の医療品の備蓄及び管理

必要な医薬品等を備えるとともに、それらの管理を適切に行う。

1 6 食事

（1）食事の提供

こどもに食事を提供するときは、原則として一時保護所内で調理したものを提供する。また、一時保護所に入所するこどもは、家庭で十分な食事をとれていない場合も多いため、団らんして食事を楽しめるなど

暖かい雰囲気の中で提供する。または、集団での食事に負担を感じる子どもに対しては、可能な限り時間や空間に関する配慮を行う等、柔軟な対応も検討する。

(2) 食事の献立

食事の献立は、できる限り変化に富み、こどもの健全な発育に必要な栄養量を含有するものとする。また、食品の種類及び調理方法について、衛生が確保され、栄養並びにこどもの身体的状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。入所前の生活や入所時の不安や感覚過敏等から偏食、小食、過食、拒食などの問題も生じやすいので、個々のこどもの日々の心身の状態に即した食事への配慮を行う。食物アレルギー等については、アセスメントができていないこどもが突然入所することもあるため、特に配慮する。また、長期保存が可能な食材の調達について、給食業務委託業者と対応を協議する。

(3) 食事の調理

調理は、あらかじめ作成された献立に従って行う。

(4) 食育の推進

こどもの食育の推進に努める。

1 7 こども及び職員の健康状態の把握等

こども及び職員の健康状態の把握等については、県条例第27条に準ずるものとする。具体的な対応は、以下のとおり。

- (1) 健康状態を把握するために、こどもの状況などに応じ、医師による診察その他の必要な措置を講じる。こどもにとっては新しく慣れない環境に入るため、心身の変調をきたしやすいので、医師ほか、保健師、看護師とも十分な連携を図り、健康管理について配慮する。
- (2) 毎朝、こどもの健康状態を観察するほか、必要に応じ健康診査や看護師等による保健指導受けさせる。また、応急の医薬品等を備え付けておく。

1 8 養護

(1) 養護の目的

一時保護所における養護は、こどもに対する安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつこどもを養育することにより、こどもの心身の健やかな成長を支援することを目的とする。

(2) 安全の確保

学習等を行う室、屋内運動場等における活動は、それらの面積及び利用

するこどもの数を勘案して、こどもの安全を確保する。

19 こどもの観察

担当者は、援助指針（援助方針）を定めるため、一時保護したこどもの全生活場面について行動観察を行う。その場合の生活場面の中でこどもと関わりながらこどもの状況を把握し、定期的に他の職員と観察結果の比較検討をする等して、総合的な行動観察を行う。

20 こどもの逸脱行為への対応

逸脱行動（暴言暴力、無断外出、性的トラブル、器物破損等）には毅然と対応しつつ、そこに至った心理的状況や、どのようにしたら逸脱行為につながる行動を止めることができるかをこどもと一緒に考える。

また、こども間の性的なトラブル防止の観点から、日頃からプライベートゾーンのルールや適切な人との距離感を教える。

21 生活支援、教育、及び親子関係再構築支援等

（1）生活支援

こどもの自主性を尊重しつつ基本的生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養うことができるよう支援を行う。具体的な対応は、以下のとおり。

- ア 一時保護所職員は、こどもが所定の日課に沿った規則正しい生活ができるよう支援する。
- イ 生活支援を行う際、一時保護所における生活上のルール（服装・髪型に関するものも含む）についても、こどもの権利制限に抵触しうることを踏まえた上で、当該ルールがこどもの安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものなのか、定期的に点検・見直しを行う。
- ウ 生活上のルールは、こども一人一人の心身の状態や背景等の個別事情に応じて柔軟な運用となるよう留意し、一律にルールを課すことにより、こどもにとって過度な負担とならないように対応する。
- エ 入所しているこどもの年齢、こども自身の意向を考慮の上、スポーツ活動及びゲーム、室内遊戯などを計画し、こどもがその希望や体調などに応じて参加できるよう配慮する。また、必要に応じ、事故防止に留意しつつ野外活動などを実施することで、こどもの安定化を図る。これらのための道具、備品、設備などについては、こどものニーズ等を踏まえ、その整備・更新にも十分に配慮する。

(2) 教育

適切な相談、助言、情報の提供等の支援により、こどもがその適正性、能力等に応じた学習ができるよう行う。また、こどもが適切な教育を受けられるよう、こどもの希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講じるよう努める。具体的な対応は、以下のとおり。

- ア こどもの状況や特性、学力に配慮した支援を行うことが必要であり、在籍校と緊密な連携を図り、どのような学習を展開することが有効か協議するとともに、取り組むべき学習内容や教材などを送付してもらう。
- イ こどもが学校で使用している教科書を持ち込んで使用できるようにするが、画一的な学習教材ではなく、タブレット学習端末の活用等、こども一人ひとりの習熟状況に応じた学習教材を提供するなど、創意工夫した学習を展開する。
- ウ 通学支援が可能なこどもに関しては、可能な範囲で対応する。

(3) 親子関係再構築支援等

こどもの家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援を行う。

2.2 所内連携・関係機関との連携

関係機関との連携については、県条例第30条に準ずるものとする。また、所内連携における具体的な対応は、以下のとおり。

- ア 一時保護したこどもの課題と現状を、一時保護所職員、担当福祉司、担当心理司、担当班の班長等でタイムリーに情報共有し、共通認識をもって支援に当たる。
- イ 入所後概ね1週間以内に担当福祉司、担当心理司及び一時保護所職員による三者協議を実施して、こどもの特性等について把握共有するとともに、援助の方向性を確認し職員間で共有する。
- ウ 援助方針が固まらず、入所期間が長引くおそれのあるケースについては、入所後30日を目安に担当福祉司、担当心理司及び一時保護所職員が協議し、援助の方向性を固める。
- エ 中央児童相談所内においては、児童施設・初動課、児童支援課、心理判定課、一時保護課の4課の意思統一や課題の共有・解決のため、4課長による会議を随時開催し連携を図る。

2 3 帳簿の整備

こどもの処遇の状況を明らかにする帳簿を整備する。

2 4 秘密保持

一時保護所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得たこども又はその家族の秘密をもらしてはならない。

2 5 苦情への対応

県条例第 3 4 条に基づき、一時保護所では以下の対応を行う。

なお、苦情対応の解決に対しては、児童相談所全体で協議し、丁寧に対応する。

(1) こどもの窓口

意見箱や、アドボケイト、こども会議等で意見を窓口とする。

(2) 保護者の窓口

児童相談部署を窓口とする。

2 6 電磁的記録

一時保護所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、県条例第 3 5 条の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行う。

2 7 第三者評価

県条例第 4 条第 3 項及び本方針の一般原則（3）に準じ、こどもの最善の利益の実現のために質の高い支援を行うためには、一時保護所の運営等に対して自己評価及び外部評価を実施し、絶えず一時保護所の質の向上を図ることが重要であり、一時保護所職員による自己評価については毎年度実施し、外部評価については、3 か年度毎に 1 回以上受審する。

附則

本指針は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

なお、旧指針「中央児童相談所一時保護所運営指針（平成 3 0 年 3 月 1 日施行）」は、本方針の発効に伴い廃止する。